

新連載

ヨーロッパ主要国における
税務調査の傾向とその対応

～COVID-19に関する税務上の救済措置移転価格税制・PE認定課税・VAT・その他税制～

[附] COVID-19に関する税務上の救済措置等の概要

監 修：KPMG税理士法人 パートナー

河崎 元孝

執 筆：Meijburg&Co. (KPMGオランダ) GJPシニアマネージャー

宮本 健一

第2回 オランダにおける税務調査の現状

1 はじめに

近年、税務当局による税務調査はその厳しさを増している。本稿は、オランダにおける税務調査手続きの概要、税務調査に関する時効、通常の税務調査手続きの過程、税目ごとの税務調査における最近の傾向について説明し、実際の税務調査に備えて十分な準備を行うために必要な情報を提供することを目的としている。加えて、オランダにおける税目ごとの徴収税額、調査実施件数についての情報も提供する。最後に、オランダにおけるCOVID-19に関する税務上の救済措置について、その概要を説明する。

例えば法人税及びVATのみを対象として実査される場合もある。オランダには、事業税（地方自治体が課税する法人税）といった税制はなく、国内税法において利子/使用料に係る源泉税は課されないことになっている。ただし、利子/使用料に対する源泉税については、タックスヘイブン国に所在する法人への支払い、租税回避行為に該当する支払いの場合については、今後、税制改正により源泉税が課される見込みである。なお、関税に関する税務調査は、基本的には個別に行われていたが、近年においては、関税調査を含めた合同調査が頻繁に見受けられるようになっている。

1-1. 税務調査の内容及び実施手続き

オランダにおける税務調査は、通常、法人税、移転価格、配当源泉税、付加価値税（以下、「VAT」）、賃金税/社会保障税に関する調査で構成されており、多くの場合、これらの税目に関する調査が同時に実施される。必要に応じて、保険税、不動産譲渡税といった他の税目も含まれる場合があるが、これらの税目に関する税務調査は、個別に実施される場合が多い。また、上述の税目のうち、税務調査において、

オランダ税務当局が税務調査を実施するにあたって特定の理由は必要としないが、調査対象となる法人の個別事由に基づき実施される場合や、オランダ税務当局における定期的な税務調査計画の一部として実施される場合がある。なお、オランダ税務当局による税務調査において、調査対象法人に対して税務調査の理由を明示する必要もない。ただし、税務調査が実施される場合、納税者に対する税務調査実施通知書において、調査対象法人に対して、法人所得税、VAT、賃金税、関税、またはこれらの税

目等の組み合わせといった調査対象税目と調査実施期間について、事前に明示する必要がある。提案された税務調査の日程において都合がつかない場合、税務調査担当官に連絡の上、日程の変更が可能であるものの、合理的な期間内に税務調査手続きが完了させる必要があるため、日程調整においても基本的に税務調査官が設定するものであることを認識しておく必要がある。

また、税務調査官は税務調査の実施にあたり、調査対象とすべき文書や電子データにて閲覧可能な状態にしておくべき情報を事前に通知する義務がある。これらの資料には、年次の会計上及び税務上の財務諸表、試算表及びこれらに付随する明細書が含まれ、契約書、取締役会及びその他会議体の議事録、電子メールも含まれる。なお、これらの情報の提示は納税者の義務として対応が必要なものであり、閲覧を拒否することはできない。

一方で、オランダ税務当局は、税務アドバイザー等による意見書・報告書や、これらに関する電子メール等の通信内容を閲覧することは許

可されていない。従って、調査対象法人の情報管理の状況を十分に確認しておくことが重要となる。これら開示不要な情報が、総勘定元帳などの財務記録等の閲覧対象となる情報と区分されずに保存されている場合には、本来開示する必要のない税務アドバイスに関連する情報が開示対象となるため、意図せずオランダ税務当局に閲覧されてしまうリスクが生じる。同様のリスクが他の電子管理記録にも当てはまるため、開示拒否できる情報については区分して管理しておくことが重要である。

最後に、税務に関連する情報の保存義務について留意する必要がある。一般的に、税務情報は納税者にて7年間（不動産に関する情報は9年間）保存し、当該期間中はオランダ税務当局が保存情報にアクセスできるようにする必要がある。また、保存対象とすべき情報及び保存の形式については事前にオランダ税務当局と間で合意することが可能である。

参考までに税務調査の種類、調査対象(税目)、税務調査の実査頻度、及びそれぞれの種類における税務調査の特徴について、以下にまとめた。

税務調査の種類	調査対象（税目）	実施期間	特徴
一般的な税務調査	法人税、源泉所得税、移転価格、賃金税及び社会保障税、付加価値税（VAT）など	通常、5年に一度実施	一度の税務調査において様々な税目について同時に実施される
賃金税／社会保障税	賃金税及び社会保障税（給与計算における源泉税）	実務上、頻繁に実施される（5年ごととは目安とはならない）	個別に税務調査が実施される場合がある
VAT	仕入及び売上に係るVAT	基準となる期間はないが、前回申告時と比較して納税（還付）額が増加する場合に実施される傾向がある	特定の取引に焦点を当てる場合がある一方、VAT取引について網羅的な調査が実施される場合もある
関税	輸入／輸出申告、関税に係る許可及び承認申請の妥当性	関税申告書が提出された場合に定期的に実施	対象となる物品の実地調査を実施
その他の税目	保険税、不動産移転税など	特定の課税対象となる事象が発生した場合に実施、又は定期的に実施（例えば5年ごと）	状況に応じて実施

解 説

なお、オランダ税務当局による過去3年間の税務調査実施件数は以下のとおりである。以下の会社区分について公表されている明確な定義

はないため、オランダ税務当局内部での区分に基づく情報となっている。

	2017年	2018年	2019年
大会社	828 件	713 件	654 件
中会社	14,700 件	12,800 件	10,500 件
小会社	8,300 件	6,900 件	6,100 件

(注)オランダ議会における質疑応答内容の公表結果に基づく

1-2. オランダにおける税収

の表のとおりである。なお、税務調査による追徴税額を開示した資料は公表されていない。

過去3年間のオランダにおける税収額は以下

	2017年		2018年		2019年	
	10億EUR	%	10億EUR	%	10億EUR	%
VAT	49.814	29.19	52.542	29.45	57.744	29.66
その他間接税 (不動産移転税、関税等)	33.550	19.66	35.272	19.77	36.149	18.57
個人所得税 (賃金税を除く)	-1.183	-0.69	-1.082	-0.61	4.859	2.5
賃金税	61.187	35.85	61.001	34.19	60.915	31.29
配当源泉税	3.660	2.14	4.484	2.51	6.286	3.23
法人税	21.456	12.57	23.655	13.26	25.949	13.33
その他所得等に係る税目	1.911	1.12	2.261	1.27	2.498	1.28
その他	278	0.16	260	0.15	294	0.15
合計	170.673	100.00	178.394	100.00	194.694	100.00

(注)オランダ政府により公表されている国家予算に基づく (社会保険料を除く)

2 税務上の時効について

基本的に、時効 (事後的に税額の賦課決定が認められる期間) は、オランダ税務当局による税務調査可能期間と関連している。税務当局により賦課課税される税目に関する時効は、原則、課税対象事業年度末から5年であり、申告期限を延長している場合は、当該延長期間が加算されることとなる。

例えば、3月末決算のオランダ法人 (B.V.) である場合、いわゆる法定の法人税確定申告書提出期限は8月末 (会計年度末から5か月) で

あるが、最長翌年7月末 (会計年度末から16か月) までの申告期限の延長が認められている。この場合、時効は事業年度末から5年に申告期限の延長期間である11か月を加えた期間 (5年11か月) となる。なお、課税額の決定に関して国際課税の要素が含まれる場合 (たとえば、法人税及び移転価格の観点から国外源泉所得の検討が必要となるような場合)、税務上の時効は12年に申告期限を延長した期間を加えることになる。税額を自己申告する税目、例えばVATについての時効は納税義務が発生した日 (VATの納付義務が生じる場合は実際に納

付した日、VATの還付となる場合はオランダ税務当局より還付を受けた日)の属する年の翌年から5年間(例えば、2020年中にVATを申告納付した場合、2021年1月1日から5年間)となっており、法人税とは取扱いが異なっている。

3 税務調査手続きについて

本項では、上記で説明した一般的な税務調査の過程について説明する。

3-1. 税務調査手続きの開始

オランダ税務当局による税務調査は、法律上の要請に基づき、税務調査実施通知書の送付から始まり、その後、調査対象法人から税務調査官への会社概要及び管理部門の体制などを説明する事前ヒアリングを実施する。当該ヒアリングにおいて、税務調査官は対象法人の通常の事業活動について質疑を行い、税務調査手続きの進め方や調査実施期間などについて納税者と合意する。

納税者においては、以下の点を踏まえて、税務調査に対応することが重要となる。

- 経理財務部門の責任者など内部の情報や管理体制に精通した人材を税務調査官への対応者として選定する。税務調査官との連絡については、必ず当該者を通じて実施することを徹底する。
- 税務調査官に対して実地調査にあたり十分なワークスペースを確保する(通常業務を行うスペースとは別のスペースを用意する)。
- 税務調査官が質疑を行う場合、書面にて応答する形とする。過去の税務調査対応の経験上、書面にて質疑を記録することにより、税務調査中又は税務調査後の双方の認識の誤り

等が生じる機会が減少し、手続きを円滑に進めることが可能である。

- 税務調査期間中に無作為抽出(ランダムサンプリング)による資料請求依頼があった場合、経験上、オランダ税務当局によるランダムサンプリングの解釈(母集団の定義、検証対象取引の数等)において頻繁に議論の対象となり、サンプル内での検証結果に基づく指摘が全体において生じているものとして処理される場合、納税者にとって不利益な結果となるため、事前に税務アドバイザーに助言を求めることが望ましい。
- オランダ税務当局における誤解を防ぐために、税務当局とのミーティング内容について議事録を作成し、提出の上、両者の認識をすり合わせる。
- オランダ税務当局に提供した資料を明確にするため、資料のコピーを行う場合、税務調査官自身にコピーをさせるのではなく、納税者側で対応し、納税者側においても同一のコピーを保管する。

税務調査手続きにおいて、税務調査官が特定の従業員に対するインタビューを要求する場合があるが、納税者においてその要求を拒否することができ、納税者側で指定した担当者が当該インタビューに対応することになる。また、事務所内を確認するための実査も頻繁に要求されるが、上記の留意点を踏まえ、そのような要求への対応可否について、事前に検討する必要がある。

合意事項が整理された後、税務調査が具体的に開始されることとなるが、双方の認識違いを避けるために、税務調査官との事前の合意事項については書面に残し、事前ヒアリングにおいては税務アドバイザーを同席の上、対応することが必要となる。

3-2. 税務調査における納税者の権利及び義務

オランダ税務当局は広範な調査権限を有している。原則として、税務調査官は課税関係の判断に関連する可能性のある文書については、納税者に対して閲覧を求めることができる。これは非常に広範な権限となっており、納税者側において機密文書として分類した文書も含まれることとなる（税務調査において、機密性を根拠として文書の開示を拒否することは認められていない）。従って、税務調査において開示拒否できる文書は非常に少ないため、課税関係の判断において疑わしいと思われる文書がある場合は、当該文書を開示する前に税務アドバイザーと税務リスクについて協議することが必要となる。

なお、以下の文書についてはオランダ税務当局から閲覧を要求されることはない。

- 納税者が保持していない情報
- 税務アドバイザーからのアドバイス、並びに当該アドバイスに関する通信記録
- 弁護士、公証人、医師、薬剤師及び聖職者との通信記録

全ての納税者において、税務調査への協力義務が課せられており、税務調査官が税務調査を実行できるように、要求された情報を提供する義務に加え、内部の管理記録（総勘定元帳、棚卸資産管理票、銀行取引書類等）へのアクセスについても許可することが求められる。同様に、オランダ税務当局においては、税務調査権限を行使する際は、例えば、不必要な情報請求、税務調査官の独断での対象法人内部の査察、対象法人が選任した担当者以外の従業員に対して無作為に質疑を行うといったことは認められず、常に適切な実施原則を遵守する必要がある。

上記のように、税務調査官は納税者に対して課税処理に関する情報を請求する権限を有しており、納税者は当該請求に対して情報を提供する義務を負っている。税務調査官は、どの文献、文書、又はその他の情報媒体（及びその内容）が利用可能な状況にあるべきか、判断を行うこととなるが、納税者が税務調査官からの情報請求を違法なものであると判断し、情報提供義務の範疇を超えるものであると主張する場合、税務調査官は「情報開示決定」(informatiebeschikking) の手続きに進むことも可能である。当該開示決定後、納税者は当該開示決定に対する異議を申し立てることが可能であり、裁判所が納税者の異議を認めた場合、対象となる情報の提出義務は生じない。仮に、裁判所において情報開示が適切であると判断された場合、納税者に対して情報開示期限が設けられ、適時に情報開示する義務が生じる。そのような状況においても依然として情報開示を拒否した場合には、課税処理に関する立証責任の転嫁、すなわち税務調査官の課税処理が不適切であることを納税者側において立証する必要がある。なお、税務調査官が、請求した情報が提供されていないと判断した場合において、税務調査官が適切な時期における「情報開示決定」の手続きを失念していた場合、事後的に「情報開示決定」の手続きを行うことは認められない。

3-3. 電子データの取扱い

書面での記録に対する取扱いと同様の規定が電子データに対しても適用される。過去の税務調査対応の経験上、税務当局からの資料請求に対して電子データでの対応や電子メールによる通信内容の提供は、書面での情報提供よりも意図せずに不必要な情報を提供する可能性が大きい。従って、税務アドバイス及び関連する通信内容等の電子データは、社内で情報管理する上で、特定のフォルダに保存し、開示対象とすべ

きものと区分して管理することが重要となる。弁護士、公証人等とのやり取りについても、別のフォルダで管理する必要がある。

一般的に、オランダ税務当局はデータ分析や統計サンプルなどの電子データを活用した税務調査手法を採用している。実務上、オランダ税務当局は納税者に対して財務諸表等のデータをデジタル形式（CD-ROMやメモリースティックなど）で提出するように要求しており、納税者側で利用しているほぼすべての会計システムが、その要求に対応することが可能な状況となっている。電子データに対するアクセスに対して適用される納税者の権利及び義務についても、3-2.において説明した内容と同様である。請求された以上の情報を提供することを防止するために、税務調査官から請求された電子データについては、CD-ROM / DVD、又はメモリースティック等の媒体にて個別に提供することが望ましい。

なお、2006年8月15日にブレダ地方裁判所は、オランダ税務当局にて税務調査手続きの効率化を意図して開発された税務情報管理システムの使用を納税者に対して強制することはできない旨、判示した。これは、オランダ税務当局が税務調査をより効率的に実施するために特定の税務情報が自動的に提供されることは認められないことを意味しており、税務調査の起点は、あくまでも納税者自身によって提供された資料に基づき実施する必要がある、ということである。

上記の3-1.にて示したように、経験上、オランダ税務当局による（特にVAT及び賃金税の調査における）ランダムサンプリングの解釈については頻繁に議論となり、納税者にとって不利益となる可能性があるため、ランダムサンプリングを事前検討することなく実施することは望ましくない。このような場合には、税務アド

バイザーに対して事前に相談し、対応を検討することが望ましい。

3-4. 税務当局とのクロージングミーティングについて

税務調査手続きが進行し、一定の目途が付いた段階で、税務調査を終了させるためのクロージングミーティングの場が設けられる。多くの場合、このミーティングで、税務調査における指摘事項に関する議論が行われ、双方が妥協できる範囲での結論が模索されることとなる。従って、税務アドバイザーが同席し、協議に参加することが非常に重要となる。税務調査官は、双方が妥協できる調整案を提示し、それを基に議論することとなるが、調整案について合意ができない場合、クロージングミーティングにおいてその旨を意思表示することが可能であり、税務調査官はその旨を税務調査報告書に記載する。なお、クロージングミーティングにおいて、税務調査官から、今後の対応についての要望、又は改善すべき事項に関する指導をされる場合もある。

3-5. 税務調査結果の報告について

クロージングミーティングの後、税務調査官は、税務調査結果報告書を作成する。実務上、特に大規模な税務調査の場合、税務調査結果報告書のドラフトが納税者に対して提出され、納税者が内容に対して意見を述べるのが頻繁に行われている。当該ドラフトは、クロージングミーティングの前に提出されることもあり、納税者が口頭又は書面にて報告内容に対して回答する機会が与えられる。オランダ税務当局と納税者の双方の税務上の見解は、税務調査結果報告書の最終版に記載される。多くの場合において、当該報告書には、最終的な追徴税額に関する税務調査官による勧奨が含まれる。

解説

調査結果報告書の内容に納税者が合意した場合、税務調査は終了し、税務当局は追加納税額に関する査定書(Additional Tax Assessment)を発行する。一方、納税者が合意せず、税務当局もそれに応じない場合、最終的には裁判所へ提訴されることとなり、判決をもって課税関係が確定することとなる。

4 税務調査における各税目の論点

4-1. 法人税

法人税においては、特にOECDとEUによる税源浸食及び利益移転(BEPS)への取り組みを踏まえ、外国法人における、補助的、準備的な活動に基づく恒久的施設(Permanent Establishments, 以下「PE」)の免除規定や、独立代理人の定義についても見直されていることから、PEに対する課税が注目されており、オランダ税務当局は、オランダ国内におけるPEの認定及びPEへの課税に注力している。

オランダ税務当局が外国法人のPEについて税務調査を実施する場合、非常に広範な情報を請求し、かなり詳細に事実関係を確認することになる。PE認定に当たっては、オランダにおける事業活動実態、その存在期間、及びオランダにおける契約締結に関する活動の事実等を明示する情報の有無が焦点となる。なお、通常の税務調査における主要論点としては、以下の点が挙げられる。

- 資本参加免税制度の適用可否
- 資産に関する減価償却期間の判定
- 会計上の取扱いと税務上の取扱いが異なる場合の処理の妥当性(オランダ税務上、IFRS16号新リース会計基準を適用しない点など)
- 在庫、債権、固定資産等に関する貸借対照表上の評価額の妥当性

オランダに所在する法人について税務上、実体を備えたものであるか否かの観点から検討される傾向もあるが、この点についてはより移転価格の観点から議論の対象となっている(次項を参照)。

4-2. 移転価格

ここ最近の税務調査における移転価格上の典型的な論点は、収益を認識している法人において、当該収益に係る事業のリスク管理がされているか(契約上の事業リスクが見込まれる場合、当該契約の当事者によって事業リスクが管理されているか)、実質的にリスク/機能に応じた利益が帰属しているか、という点になる。この点は、知的財産権(IP)の所有権においても同様であり、知的財産権から生じる収益の帰属を主張する事業体が、いわゆる「DEMPE」機能(開発(Development)、拡張(Enhancement)、保守(Maintenance)、保護(Protection)、活用(Exploitation))を有していることが重要となる。また、OECD移転価格ガイドラインにファイナンス取引に関するChapter 10が追加されたため、独立企業間価格に基づき関係会社間での利息/保証料の支払いが行われ、適切な対価が関係会社に帰属しているか、キャッシュプールを行う場合、適切に機能しており、キャッシュプールを運営する事業体にその機能に見合った対価が帰属しているか、といった観点から金融取引に焦点を当てて調査する傾向がある。なお、役務の提供に関しても、当該役務の提供対価及び対価の計算方法だけでなく、日本の親会社などから受領した役務の提供対価から利益が適切に生じているか否かといった点が特に頻繁に調査の対象となっている。

4-3. VAT

VATにおける税務調査の主な焦点は、VAT確定申告書の内容の正確性について、対象取引

に係るデータに基づいて検証が行われる点である。近年、オランダ税務当局は、特に多国籍企業における内部統制システム（VAT処理が適切に行われ、当該処理の正確性が検証される体制が構築されているか）に注目し、仕入時において適切なVATを送金し、かつ、売上時に適切なVATを請求するためにどのようなシステムが実装されているか、という点を重要なポイントとしている。納税者はこれまで以上に、税務リスクを継続的に「管理」していることを実証することが求められる。税務リスクが管理できていると証明できる場合、オランダ税務当局は必要以上の調査を実施することはなく、標準化された方法で税務リスクの管理及び処理を行うことにより、税務調査時のVATの修正事項を最小限に抑えることが可能となる。

また、VATの税務調査時における重要な調査項目は、売上に関しては、VAT対象となる売上高の網羅性、非居住者との取引に係るVATゼロ税率の適用の正確性であり、仕入れに係るVATの控除に関しては、仕入れに係るVATの控除時期の正確性、VAT控除額の制限規定の適用の正確性（例：持株業務、ファイナンス業務に関する場合の仕入に係るVAT控除額の制限）についてである。従業員の福利厚生費（食品や飲料品、社用車、交際費など）に掛かる仕入VATの控除制限規定についても頻繁に調査され、福利厚生費に係る金額は、一般的には金額規模が大きくないものの、制限規定の複雑さゆえに納税者側での誤処理が多く、税務当局側で指摘しやすい状況となっている。

4-4. 賃金税

多くの賃金税に関する税務調査手続きにおいては、賃金税申告内容の正確性のみならず、賃金税申告内容の基礎となる給与支払処理や管理体制の信頼性も含めて調査することとなるため、VATに関する税務調査と同様、内部統制

システムが、税務調査時において非常に重要となる。税務当局は、賃金税に関する財務管理情報を網羅的に調査する方法に変えて、ランダムサンプリング（予め定義された統計を用いた税務調査システムに基づき、サンプルとなる金額を抽出の上、統計原則に基づき賃金税申告内容の正確性を検証する方法）と二重目的テスト（サンプリングされた金額の税務上の取り扱いだけでなく、当該金額の証跡（請求書等）についても検証する手法）により、賃金税申告書及び基礎的な管理体制の正確性並びに信頼性を調査することとしている。また、賃金税の修正は、この統計的な調査手法による調査結果に基づき行われる。このような統計的な調査手法を用いた税務調査は、全税目を対象として同時に実施される場合もあるが、法人税、VAT及び賃金税についてのみ実施する場合が多い。

賃金税の調査において、税務当局は、特に、労務関連費用に関する規定（Work Related Cost rule, 「WCR」, 2015年に導入された特別な規定であり、一定の条件のもと、企業は非課税にて年間総賃金の最大約1.2%の非課税手当等を支給することが可能となっている）に関して調査を行う。WCRの処理の誤りによる税務上の影響が限定的な場合であったとしても、税務当局がWCRの管理状況を把握する（全従業員に対するすべての手当についての取扱いが明らかになる）ことにより、納税者における賃金税の取扱いの状況を包括的に理解することが可能である。

もう1つの重点的な調査項目として、個人へ業務委託している場合があり、契約上、業務委託の形式であったとしても実際の業務実施状況に鑑み、実体は雇用主と従業員の関係があるとみなされた場合、当該者に対して支払われる報酬についても賃金税の課税対象となることから注意が必要である。さらに、税務当局は、通常、会社から従業員に貸与されている社用車の提供、海外出張に係る手当等に係る経済的利益

解 説

の有無についても調査を行う。

5 Horizontal Monitoring (協力的コンプライアンス・プログラム)

オランダ税務当局は、納税者が協力的に税務コンプライアンスを遂行する場合に、オランダ税務当局との間でHorizontal Monitoringの合意をすることがある。納税者において、一定の税務管理体制を構築し、税務コンプライアンスに係るプロセス及び税務リスク管理を行う必要があるが、Horizontal Monitoringの結果、特定の事案について事前に当局と確認を行い、税務リスクに関する予見可能性を確保することが可能となる。

中小規模の納税者の場合、Horizontal Monitoringは、税務アドバイザー、会計士、さらには業界団体（オランダ自動車リース協会など）が、税務に関するデータの正確性及び納税者の税務上のポジションについて検証し、税務当局と協議を行う仲介者としての役割を果たすように設計され、その結果、オランダ税務当局による税務調査対応を容易なものとするのが可能となっている。

また、大規模な納税者の多くの場合は、実施される内部管理のレベルや想定される税務リスクなど、会社の特殊性を考慮し個別の合意が行われる。しかし、当該合意においては、税務管理フレームワーク（Tax Control Frameworks、社内にて税務リスクを管理するダッシュボード）を備えることが要求される。

どちらのフレームワークにおいても、納税者は税務当局に対して正確かつ真実な情報を積極的に開示することが求められる。その結果、税務上の問題点が適時に処理可能であり、長期的にわたって取扱いが確定しないことはほとんどない。Horizontal monitoringについて合

意している納税者は、継続的に税務当局が税務リスク等の内容を把握することが可能となるため、通常、定期的なサイクルでの税務調査実施対象法人には含まれないこととなる。

6 総括

本稿の記載内容は、実際の税務調査において予想される事象に対しての一般的なガイドラインの位置づけである。税務調査官は、行政記録やその他の記録を調査・検証することに関して非常に幅広い権限を有しており、また、納税者に対して頻繁に質疑を行う可能性があるため、納税者の貴重な時間が奪われることにもなりかねない。しかし、そのような状況においても、税務調査官に対して協力的な姿勢を示すことが非常に重要である。納税者自身の権利を損なうことなく、税務調査を友好的かつ協力的な形で対応することで、オランダ税務当局と適切かつ良好な関係を維持することが可能となる。また、各納税者の状況はそれぞれ異なるため、どのような税務調査においても税務アドバイザーが関与し適時適切に、支援を受けることも重要である。法人における税務調査の対応者は、税務アドバイザーと連携し、円滑に税務調査手続きを進めることが肝要である。

7 COVID-19に関する税務上の救済措置等の概要について

最後に、オランダ政府はオランダに所在する企業がCOVID-19の影響による経済的な危機を乗り切ることができるように、特別な税務上の救済措置を導入している。日本に本社を置く多国籍企業のオランダ子会社にとって重要と考えられる主な税務上の救済措置は、以下のとおりである。

- 一定の期間における売上高が20%以上減少した企業に対する補助金支給が認められる

(NOW Scheme)。従業員の雇用維持継続を目的として実施されるものであり、補助金支給対象期間における解雇の禁止等の一定の条件を充足する場合、対象となる従業員の給与の90%に、売上が減少した割合を乗じた金額が、オランダ政府から補助金として支給されることとなる。

- 企業における資金の流動性を考慮し、法人税等の税額について一定の期間、納税の猶予を認めている。納税猶予は、予定納税額査定通知に基づく予定納税額、最終納税額査定通知に基づく確定納税額についても同様に認められる。
- 納税遅延に係る延滞税の税率を一時的に8%から0.1%に引き下げる。
- 一定の条件を充足する場合、COVID-19の

影響による損失を税務上、引当金として計上することが可能である。COVID-19に起因した損失額について、税務上の引当金として税務申告することにより、税務上の費用として認められることとなる。

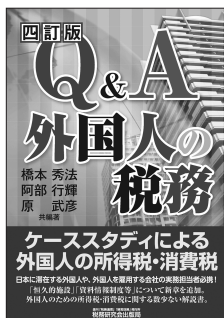
- 通常の税務申告手続きの失念等に対する特定の罰金、罰則の賦課を免除する。

以上となるが、適宜、取り扱いの追加又は変更の可能性があるため、上記の特別措置を適用するにあたっては、事前に詳細を税務アドバイザーに確認することに留意されたい。

編集部 次回9月号では「イタリアにおける税務調査の現状」を掲載する予定です。

外国人を雇用している企業の実務担当者、税理士等の職業会計士の必携書

四訂版 Q&A 外国人の税務



橋本秀法・阿部行輝・原武彦共編著 A5判・512頁 定価3,300円(税込)

- 外国人に対する課税については、近年、総合主義から帰属主義への移行に係る抜本改正、BEPS 勧告に基づく恒久的施設関連規定等の大幅改正、国外財産等に係る資料情報制度の強化、非永住者の課税所得に係る定義や外国税額控除についての改正、さらに、国境を越えた役務提供に係る消費税の改正等々大きく変動しています。
- また、租税条約についても、我が国と多数の国との条約改定等が急速に進められる中、BEPS プロジェクトにおいて策定された BEPS 防止措置のうち租税条約に関連する措置を各国間の既存の租税条約に導入することを目的とした「BEPS 防止措置実施条約」が我が国を含め多数の国に採択・発効されているところです。
- 本書は、外国人の所得税及び消費税について必要な知識や注意すべき点を Q&A 形式でやさしく解説するとともに、各国との租税条約、所得税法における非永住者制度など、また、日仏租税条約等に伴う社会保険料控除の取扱い、LLC 等の特殊な事業体を利用して利益を獲得する場合の課税関係などについても言及しています。外国人を雇用している企業の実務担当者、あるいは税理士等の職業会計の方々の方々の必携書です。
- 四訂版では、「恒久的施設」及び「資料情報制度等」について新章を追加しました。また、前版刊行後からの改正事項を織り込んでいます。巻末には日米租税条約をはじめとする各国と締結している租税条約上の特例一覧表も収録しています。

税 務 研 究 会 出 版 局